

平26福個答申第1号
平成26年5月29日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(城南区市民部保険年金課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する
異議申立について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成25年8月6日付け城保年第131号により諮問を受けました下記の異議申立について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第74号

「診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(医療機関に対して照会しない事)」の一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（医療機関に対して照会しない事）」に記録された保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が一部開示決定により非開示とした部分のうち、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成25年7月10日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成25年7月4日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「レセプト（現在ある分全て。）（医療機関に連絡しない事。）医療機関に対して照会をしないという意味です。レセプトは診療と調剤を含む(歯科含)」（表現を一部補正）

② 平成25年7月10日、実施機関は、本件個人情報について、その一部が条例第20条第1号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成25年7月25日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 非開示となった傷病名、処置の内容、処方については、いずれも開示が妥当である。

② 傷病名については全て医師から告知されており、未告知のものはない。処置の内容についても同様に全て自分で認識しており、未告知のものはない。処方の内

容については全て薬局から説明されている。仮に告知されていないものがあったとしても、それは構わない。逆に未告知、不告知は説明義務違反として問題になる。

- ③ レセプト開示における意見照会については全国的に見ても医師照会の結果として非開示となった事例が一例もない。事実上形骸化し、意味を持たない制度であり、直ちに開示すべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成25年12月9日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 診療報酬明細書等の開示については、平成17年3月31日付厚生労働省保険局長通知「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」及び平成23年6月23日付厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」、また、通知を踏まえて保健福祉局で策定されている「保有個人情報開示請求事務マニュアル（区保険年金課編）」（以下「マニュアル」という。）に基づき取扱いを行っている。マニュアルでは、開示請求にあたり、医療機関（主治医）に対し、診療報酬明細書等の開示に係る意見照会を行い、「開示することにより今後の診療上の支障が生じるかなど、本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれについて確認」し、開示・非開示の決定を行うものとしている。また、「開示請求者が意見照会を拒否した場合は、開示・非開示の判断が困難になるため、条例第20条第1号該当の可能性が否定できないとして、原則非開示とする」ものとしている。
- ② 本件の場合、開示請求者である申立人が医療機関への意見照会を拒否し、「開示することにより今後の診療上の支障が生じるかなど、本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれについて確認」することができないため、原則非開示とし、傷病名、処置の内容及び処方の内容にかかる部分を除き開示したものである。
- ③ なお、本件異議申立てを踏まえ、再度検討した結果、本件処分の非開示部分のうち、別表に掲げた部分については「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないと判断し、開示することとする。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、城南区市民部保険年金課が保有する異議申立人の医療機関受診等に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）である。

実施機関は、本件個人情報について、傷病名、処置の内容及び処方の内容にかか

る部分を条例第20条第1号の開示請求者の個人情報に該当するとして、本件処分を行っている。

なお、実施機関は、本件異議申立てを踏まえ、再度検討した結果、本件処分で非開示とした部分のうち、処置の内容及び処方の内容について、診療報酬明細書等の様式に記載されている項目名や項目ごとの回数、本人に対して行われた診療や処置の内容の文頭に付された番号、入退院年月日、入院時年齢、処方せんを交付した保険医氏名、処方された医薬品の用量、剤形、用法など別表に掲げた部分については、「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないため開示することとし、その余の部分である傷病名、診療や処置の内容、医薬品名や規格などについては、条例第20条第1号に該当するため、なお非開示を維持することが妥当であるとしている。

そこで、当審議会では、実施機関がなお非開示を維持すべきとする部分について、条例第20条第1号の該当性を検討する。

(2) 条例第20条第1号該当性について

① 診療報酬明細書等は、保険医療機関ないし保険薬局が診療報酬ないし調剤報酬を保険者に請求する際に提出される明細書であり、診療報酬明細書には、保険医療機関を受診した本人の氏名や生年月日、医療機関の所在地や名称、診療開始日などのほか、傷病名、本人に対して行われた検査、処置、手術、投薬、これらの医療行為に伴って点数が加算される項目に関する情報など診療や処置の内容が記載されている。また、調剤報酬明細書には、医薬品の処方を受けた本人の氏名や生年月日、保険薬局の所在地や名称、処方せんを交付した医療機関の所在地や名称及び医師名、調剤月日などのほか、処方された医薬品名、規格、用量、剤形、用法など処方の内容が記載されている。

② 診療報酬明細書等の開示の取扱いについては、平成17年3月31日付保発第0331007号厚生労働省保険局長通知「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」において、「当該診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する『本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ』がないかどうか確認すること」及び「主治医の判断を求めること」とされている。また、実施機関においては、当該通知を踏まえ、診療報酬明細書等の開示手続について、平成20年12月にマニュアルを作成し、「開示することにより今後の治療上の支障が生じるかなど、本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれについて確認するため」に主治医への意見照会を行うことを明記するとともに、主治医への意見照会について、「当該診療報酬明細書等を開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については『開示』、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については『一部開示』、開示することにより診療上支障が生じる場合については『非開示』と区分したうえで、「一部開示又は非開示との回答については、その理由もあわせて記入を求める」こととし、さらに、医師の回答が「一部開示・非開示」となっている場合は、「その理由が福岡市個人情報保護条例第20条第1号に規定する非開示理由に該当するか否かを判断し」、開示等を決定することとしている。

③ 条例第20条第1号は、開示請求者に関する個人情報であつて、開示することにより、当該開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる」と規定しているところ、傷病名については、診療上の方針や家族等の意向により、本人に告知されていないケースも想定され、そのような場合、診療報酬明細書等を開示することにより、本人への診療上の支障が生じ、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれも否定できないとともに、診療や処置の内容、処方の内容についても、その記載から傷病名が類推されるものもあるため、これらの情報について、実施機関が開示等の決定を行うにあたっては、開示による診療上の支障の有無を把握し、条例第20条第1号の該当性について慎重に判断することが求められる。

④ 開示による診療上の支障の有無を把握するにあたっては、実際に診療にあつた主治医による意見は重要であり、開示請求者が主治医への意見照会を拒んだ場合は、実施機関が開示等の決定を行うための判断材料に乏しく、開示の範囲が狭まること、具体的には、医師の意見がなくとも、診療上の支障、本人への不利益が生じるおそれが全くないと明らかに判断できる部分のみを開示し、それらのおそれを完全に排除することができない部分は非開示とせざるを得ないと判断することについては、やむを得ないものと考えられる。

⑤ 本件個人情報について、当審議会で見分を行ったところ、実施機関がなお非開示を維持すべきとする部分については、前記(1)のとおり、異議申立人の傷病名、診療や処置、処方の内容や医薬品名などが記載されている。

当該部分については、一般的に軽いとされるような傷病名や、仮に主治医への意見照会を行った場合、開示が適当と回答される可能性は否定できないものもあるが、意見照会を拒否された状況下では、いずれの部分も本人に不利益が生じるおそれを完全に排除できるとまで言えるような事情は認められなかったため、当該部分は条例第20条第1号に該当するものと言わざるを得ない。

(3) 異議申立人の主張について

① 異議申立人は、傷病名、処置の内容及び処方の内容についてはすべて告知、説明を受けており、「仮に告知されていないものがあつても、それは構わない。」と主張する。

② この主張は、実施機関が条例第20条第1号に該当するとして本件処分を行ったことに対し、非開示情報が「生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であっても、それは構わない」ので開示すべき、というものであると思料する。

③ 条例第20条第1号については(2)の③のとおりであるが、同号中に、開示することに本人の同意があつた場合は開示することができる旨の規定はないことか

ら、本人の同意をもって当該非開示情報を開示することはできないものと解する。

(4) 付記

本件を審議するにあたり、実施機関が作成したマニュアルを見分したところ、開示請求者が主治医への意見照会を拒否する場合について、対応が不十分、あるいは適切ではないと思われる記載があったため、以下のとおり、意見を付記するものである。

マニュアルにおいては、開示請求者に対して、開示によって診療上の支障が生じないことを確認するために主治医への意見照会を行うことを説明したうえで、意見照会を拒否された場合は、「請求者に対して診療報酬明細書等が非開示となる可能性がある」と説明し、理解を求めることとするが、それでも、なお、拒否の意思が堅い場合は、開示請求書欄外に『意見照会拒否』を記入する。」とし、開示等の決定にあたっては「開示・非開示の判断が困難になるため、条例第20条第1号該当の可能性が否定できないとして、原則非開示とする」と定めている。

一方、平成23年6月23日付保国発0623第1号・保高発0623第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知「診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」によると、「診療報酬明細書等の『傷病名』欄、『摘要』欄、『医学管理』欄、全体の『その他』欄、『処置・手術』欄中の『その他』欄及び『症状詳記』を伏せた開示を希望する場合は、保健医療機関等に対する事前確認は要しないこと」を開示請求者に説明することとして、意見照会を希望しない場合の選択肢を示すとともに、この取扱いについて開示請求者が同意した場合は意見照会を行わずに一部開示決定を行う、としており、選択肢を示すという考え方については、当審議会としても首肯できるところである。

このため、実施機関においては、開示請求者が意見照会を拒否する場合、マニュアルに定める「非開示となる可能性がある」と説明し、理解を求める」という対応にとどまらず、意見照会を希望しない場合の選択肢を示し、その場合は開示の範囲が狭まる可能性があること、また、どの部分が非開示となる可能性があるかについて具体的に説明することが必要であると考ええる。

もっとも、保有個人情報の開示等の決定にあたっては、条例第20条各号に掲げる非開示情報に該当するか否かについて、個別に検討し、非開示情報に該当する部分のみを非開示とすべきであり、国の通知が「伏せる」と示した各欄にあっても、本件のように、主治医への意見照会がなくとも、本人の診療上の支障が生じるおそれがないと明らかに判断できる場合があることに十分留意しなければならない。

この点において、主治医への意見照会を拒否された場合の開示等の決定について、マニュアルで一律に「原則非開示」と定めているのは適切ではなく、診療報酬明細書等に記載された内容の非開示該当性について個別に検討を行う旨を明確にする必要があると考ええる。

以上のことから、当審議会としては、実施機関に対し、主治医への意見照会を希望しない、あるいは拒否する開示請求者への説明内容や開示等の決定の考え方について十分に整理・検討したうえで、マニュアルの見直しを行うよう、求めるものである。

(5) その他の主張について

なお、異議申立人は、その他にも主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成25年 8月 6日	実施機関から諮問
平成25年10月11日	実施機関から弁明意見書を受理
平成25年11月12日 (第139回不服申立て部会)	審議
平成25年12月 9日 (第140回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成26年 1月22日 (第141回不服申立て部会)	審議
平成26年 2月19日 (第142回不服申立て部会)	審議
平成26年 3月26日 (第143回不服申立て部会)	審議
平成26年 4月23日 (第144回不服申立て部会)	審議
平成26年 5月21日 (第145回不服申立て部会)	審議

別表

保険利用機関の名称 保険薬局の名称	診療年月	実施機関による再検討の 結果，開示する部分	実施機関がなお非開示を 維持すべきとする部分